

那覇市教育委員会会議録

令和3年度（2021年度）第21回（定例会）

署名人 二木志保

教育長 山城良嗣

開催日時 令和4年（2022年）3月23日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後2時55分
開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、平良浩委員、仲本千佳子委員、二木志保委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、田端睦子副部長

（総務課）稻福喜久二課長、稻森恵子副参事、松田信男副参事、又吉剛主幹、棚原咲子主査、
新里隆司主査、松井都矢子主査

（市民スポーツ課）上江洲寛課長、仲宗根司副参事

【学校教育部】武富剛部長、根間秀夫副部長

【市民文化部】比嘉世顕部長、加治屋理華副部長

（文化財課）大城敦子課長、仲尾次潤主幹

議事日程 ※日程1は非公開案件。ただし、委員の委嘱後に公開。

- 1 議案第39号 那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について【市民スポーツ課】
- 2 議案第40号 那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について【総務課】
- 3 議案第41号 那覇市文化財調査審議会への諮問について【文化財課】
- 4 報告1 第3次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）【文化財課】
- 5 報告2 令和3年度教育行政マネジメントの実施結果について【総務課】
- 6 報告3 職員人事（再任用職員の採用）に関する教育長の専決について【総務課】

会議録作成（総務課）

山城教育長　　はいさい　定刻となりました。仲本委員が10分程、遅れるという連絡が入っておりますが、定数は満たしておりますので、会議は開始しながら待ちたいと思います。

それでは令和3年度第21回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の議案が3件、報告が3件となっております。会議録の署名は、二木委員にお願いいたします。まず会議の非公開について諮りたいと思います。議案第39号は個人に関する情報が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われます。但し、会議録は、委員の委嘱後に公開したいと思います。議案第39号を非公開としてよろしいでしょうか。

全員　　異議なし。

山城教育長　　異議なしとのことですので、議案第39号は、非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長　　これより審議に入ります。議案第39号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長　　議案第39号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」、那覇市スポーツ推進審議会委員を別紙のとおり委嘱する。提案理由ですが、那覇市スポーツ推進審議会委員の任期満了により、スポーツ基本法第31条及び那覇市スポーツ推進審議会条例第3条第3項の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を提出いたします。詳細については、市民スポーツ課から説明いたします。

山城教育長　　市民スポーツ課 お願いします。

仲宗根副参事　議案第39号について、ご説明いたします。1ページ目が、那覇市スポーツ推進審議会委員の議案となります。先に、スポーツ推進審議会の概要について説明したいと思います。

山城教育長　　休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

山城教育長　　再開します。市民スポーツ課 お願いします。

仲宗根副参事　お手元の資料5ページをご覧ください。スポーツ推進審議会の根拠といたしまして、スポーツ基本法第31条「都道府県及び市町村に地方スポーツ推進計画、その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより審議会その他の合議性の機関を置くことができる」という所で、資料3ページと4ページ、こちらに那覇市スポーツ推進審議会条例を掲載しております。その中で第2条「担任事務」、審議会は、法第35条に規定するもののほか、というところで、(1)スポーツ推進計画に関する事。(2)那覇市体育施設条例及び那覇市営奥武山体育施設条例に規定する体育施設の整備及び運営に関する事。こちら那覇市体育施設条例

で定める所が、那覇市民体育館、市民庭球場、首里石嶺プール、奥武山体育施設条例で定める所が、奥武山野球場、屋内運動場、トレーニング室となっております。(3)前号の体育施設の指定管理者の選定に関する事項。(4)その他スポーツの推進に係る重要事項というのが、担任事務となっております。3条「組織」のほうで審議会は10人以内の正委員で組織する。3項のほうで、正委員及び臨時委員は、次に掲げる者たちから、教育委員会が委嘱するということになっておりまして学識経験者、スポーツ関係者、経済団体関係者、その他教育委員会が必要と認める者となっております。任期のほうが、第4条「正委員の任期」は、2年とするというところで、資料2ページになりますが、令和4年3月26日迄の、現在の任期の7名の委員名簿となっております。今回の議案は、令和4年3月27日から2年間、正委員の後任の推進審議会委員の委嘱となっております。委嘱予定の方、1番から5番迄の方が継続での再任、6番、7番のお二人が新規での委嘱を予定しております。

1番の砂川委員、2番の嘉数委員に関しては、先程の学識経験者の枠で継続を予定しております。

3番の喜納委員のほうは、スポーツ関係者の枠で、現在、健康運動指導士として働いている方です。

4番の青山委員、5番の渡嘉敷委員に関しては、経済団体関係者の枠として委嘱しております、社会保険労務士、税理士として働いておられます。

6番、7番の新規の委嘱予定者、徳永成子さん、仲村ミヨ子さんに関しては、スポーツ関係者の推薦枠となっております。徳永成子さんは、現在、那覇市テニス協会の事務局次長に就いておりまして、長く那覇市のテニス協会の事務のほう、プレイヤー、指導者として活動されております。仲村ミヨ子さんに関しては、現在、那覇市スポーツ推進委員協議会の会長と那覇市スポーツ少年団の常任委員のほうを担っております、広く那覇市の地域スポーツ等に携わっておられますので、今回、新たな委員としてお二人の委嘱をお願いしたいと考えております。以上が、継続5人、新規の委嘱2人、合計7人の委員委嘱の議案となります。ご審議の程、お願いします。

山城教育長　　ただいま市民スポーツ課のほうから提案説明がございました。この件に関して、ご質問、ご意見等があれば、お願ひいたします。仲本委員、お願ひします。

仲本委員　　教えていただきたいんですけど、この那覇市スポーツ推進委員協議会というのは、審議会と、どういう関係になっているんでしょうか。

山城教育長　　市民スポーツ課　お願ひします。

仲宗根副参事　那覇市スポーツ推進委員というのは、同じくスポーツ基本法で定められた非常勤職員となっております。スポーツ基本法の第32条でスポーツ推進ということで市町村の教育委員会で、地域のスポーツ育成を担う役として、スポーツ推進委員を委嘱することができるということになっておりまして、現場のほうで、地域スポーツ活動の指

導などを担う那覇市教育委員会の非常勤職員となっております。こちらのスポーツ推進委員の協議会というのを設立しております、仲村さんが、今、こちらの会長になっておられます。これとは別で、法に基づくもので、那覇市のスポーツ推進計画や、指定管理者の選定の際に審議していただくのが、今回、提案している審議会となっております。

山城教育長 よろしいですか。これは、どちらも那覇市の委嘱になるんですが、兼ねることに関しては問題はないんですか。

仲宗根副参事 問題はありません。

山城教育長 ほか、どうでしょうか。それでは議案第39号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第39号「那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、議決いたしました。

～ 非公開 ～

山城教育長 非公開を解きます。続いて議案第40号「那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について」を議題といたします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 議案第40号「那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について」、那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則を別紙のとおり制定する。提案理由ですが、「那覇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「那覇市長等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の一部改正に伴い教育委員会における規則を整備する必要があるため、この案を提出します。詳細は総務課よりご説明します。

山城教育長 それでは総務課、稻福課長、お願いします。

稻福課長 今回、条例改正の主旨が、オンライン申請等の利用拡大に向けた適用範囲の拡大、添付書類の省略、オンライン申請等の手数料、オンライン化等の行政手続きの更なる利便性の向上を図るため、として条例改正されております。それに伴って規則等の改正が必要となっておりますので、今回、この案を提出しております。詳細につきましては、担当のほうよりご説明させていただきます。

山城教育長 お願いします。

又吉主幹 今、ありましたように、国の法律改正、市の条例の改正がありまして、基本的には、委員会の規則がこれに依るものですから、これに合わせて改正することとなりました。先程の説明にありましたとおり、オンライン化の推進ですね、マイナンバーカードもありますし、提出資料がなくても良いですよと、マイナンバーカードで確認したらわかるので、といったような進め方をやって行こうと言うことです。推進に関する規則

ということで、又、今から、どんどん進めて行くという、その中で整備もやって行くという形になります、以上でございます。

山城教育長 よろしいですか。ただいま総務課のほうから提案説明がありました。この件に関して、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。本仲委員、お願ひします。

本仲委員 感想ですが、この資料をもらった時に、何のことかなと、今の説明で大まかにわかりました。もう少し、ありますか。

稻福課長 ちょっと補足で、コロナ禍で、行政手続きの簡素化というのが言われております。国のはうにおいても、様々な法令とか、政令とか、改正されております。本市においても、その中の1つとして、押印省略を一つのテーマとして取り組んでおりまして、押印をなくすことによってオンラインの申請ができるなど、様々な取り組みを、今、デジタル推進室を立ち上げて取り組んでおります。そちらを中心に、市役所全体の電子化の推進を図っている所で、それに伴って、条例、規則、要項、様々な改正をしている段階です。今回、その一環としての提案となっております。

本仲委員 わかりました。オンラインの更なる推進のためということですね、簡単に言うと。

山城教育長 DX化、オンライン化に伴う条例の改正を受けての規則の改正ということですね。ほか、いかがですか。仲本委員、お願ひします。

仲本委員 市役所内は承知しましたが、例えば学校現場のはう、かなり紙でのデータのやりとりで。新学期、3人子どもが居るとですね、腱鞘炎になるくらい凄い量のデータのやり取りがあるんですけど、新学期の、このデータは、かなりの個人情報ではあるんですが、そういうデータのやり取りは、やっぱり学校現場でデジタルにするというのは中々難しいんですか。

稻福課長 その観点から、少し、進めて検討して行くというのもテーマとして、議会のはうからもご指摘を受けている所です。一つの事例として、那覇市のラインサービスがあります。そちらで、次年度から欠席の連絡をオンラインで出来るようになっているので、電話で取り次がなくても良いということで、学校の先生方も事務室のはうも電話を取らなくても、このシステムで確認出来るような仕組みを、今回、スタートさせておりますので、このように一つずつ改善して行きたいと思っております。

山城教育長 要望でございますので、よろしくお願ひいたします。ほか、どうでしょうか。それでは議案第40号「那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第40号「那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則の制定について」は、議決いたしました。お疲れ様でした。

それでは、続いて議案第41号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」を議

題といたします。市民文化部 比嘉部長、お願ひします。

比嘉部長

よろしくお願ひいたします。議案第41号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」でございます。提案理由を読み上げさせていただきます。那覇市指定文化財ガーナー森の一部を指定解除することについて、那覇市文化財調査審議会に諮問するためこの案を提出しているところでございます。次ページ以降、詳細につきましては、文化財課より説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

山城教育長

文化財課 大城課長、お願ひします。

大城課長

文化財課長 大城です。それでは文化財審議会諮問の案件について、ご説明いたします。2ページに諮問理由があります。内容を割愛して説明いたしますと、ガーナー森は、昭和49年12月2日に指定文化財の名勝・天然記念物に指定されております。指定の理由、沖縄本島が分布の北限で海岸に生育するマメ科の低木植物で「ナハキハギ」の群落が見られることとされております。令和3年度、現在の当該指定地の生育状況なんすけれど、指定地南側の隣接民有地の駐車場に沿った部分に群生している状況にあります。令和2年度に隣接民有地の所有者から駐車場の一部と指定地のうち10番3の西側平坦地の一部について、土地交換を行いたいという申し出がありました。3ページのほうに、地図、航空写真が付いております。駐車場の部分と平坦地の部分です。文化財課としましては、以下の2点の理由から隣地所有者の提案に応じるメリットがあると考えております。ナハキハギが駐車場に沿って群生しており、その現状を、維持保全できる。当該地は、10番3の西側の平坦地を除き、樹木に覆われ、傾斜地となっているため、管理上必要な空間を持つことが出来ていない。駐車場の一部と交換することにより、接道ポイント及び駐車スペースが確保されることから、維持管理の質の向上が図られる。尚、文化財調査審議会委員であった新城和治氏に、当該地に係る現地指導を依頼したところ、樹木保護の観点から土地交換は有効であるとの見解をいただいている。資料5ページに添付しております。以上のことから、天然記念物としての、指定の根拠となっているナハキハギ群生の維持保全のため、指定地の一部を指定解除し、土地交換を行いたいと考えております。以上が那覇市文化財調査審議会への諮問内容でございます。ご審議、よろしくお願ひします。

山城教育長

ただいま文化財課のほうから提案説明がありました。それでは、この件に関して、ご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。本仲委員、お願ひします。

本仲委員

この件については、どちら側も、土地所有者側にとっても、那覇市にとっても、双赢双赢と言うのかな、そういう関係みたいですね。その中で、ちょっと教えてもらいたいんだけど、市の指定文化財に指定されたのは、何年位前ですか。

大城課長

昭和49年、約50年です。

本仲委員

ここは、中国との国交の時代から、名勝として古くから那覇市民に親しまれているとありますよね。もっと前に、指定されていたんじゃないかなと思っていたんだけど

ども昭和49年なんですね。というのは、この辺の近くで生まれ育ったもんですからね、このガーナー森というのは僕らの年代にとっては思いがあるわけですよ。この写真からすると駐車場がありますよね。駐車場周り、僕らが小さい時は何もなかったんですよ。隣に道路が走っているじゃないですか、そこは川みたいな所だったんですよ。だから、あの時代からすると非常に名勝の地だなという感じはするけれど、今、ガーナー森が何処にあるか分からなくなるぐらいに密集しているんですよ。ガーナー森と言うと昔話もあるもんだから、もう少しガーナー森をうまい具合に利用出来ないかなと、あの辺りの方たちも、皆、そう思っているんじゃないかなと思いますね。今回は、駐車場代替地にするということで、説明書きがあつたり憩いの場が作れたりするのかなと思って大変いいなと思っています。個人的な意見です。

山城教育長 市民文化部 比嘉部長、お願いします。

比嘉部長 今、こういう申し出がある中で、本仲委員がおっしゃられるとおり、今この部分は能登の海の駐車場で使われておりまして、能登の海は、現在、閉めて、あの辺り一帯を開発したいという地主さんの思いがある中で、仮に開発された場合には、今の、この駐車場部分等も、もしかしたら立体駐車場になるとか、民有地ですので、活用がされる恐れがあるという中で、我々としては、我々の土地の一部をこちらと交代することによって、道路管理上も接道できるような形になりますし、有効になるのではないかなどということでお互いにメリットがあるのではないかということで考えた中の対応ということです。

山城教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 地域の人も喜ぶと思いますね。活用されるということになれば。

山城教育長 本仲委員のほうからは、今後の広報や活用を含めて要望がありました。それを進める上でも、今回、交換したほうが、この後の、更なる利用につながって行くというふうな文化財課からのお話でした。ほか、どうでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 写真から見ると、この接続する道路って公道路なのか。ちょっと狭いんですけど、一応、大通りから入って行ける道路なんですか。私有地ですか。

山城教育長 文化財課 大城課長、お願いします。

大城課長 この道路ですね。奥武山の通り、あちらの道路からの接道ではなくて、裏のほうからの道路になります。

仲本委員 ここから入って行かないと車は入れないということですね。

大城課長 このほうが入りやすいということですね。

仲本委員 この駐車場は、何に使うのですか。市の駐車場ということは、例えば、奥武山の利用者も使えるような形にするとか。そういう形ですか。

大城課長 今のところ、管理用にということになっているので、今後、又、検討させていただ

きたいと思います。

山城教育長 市民文化部 比嘉部長、お願いします。

比嘉部長 少し補足させていただきますと、今、この写真で行くと、相手方の部分に、やはり、向こうのほうの開発が進んで、物が建つと、結局、先程、仲本委員からあったこの道路からの部分が塞がれてしまうような形になるものですから、我々としては、こういう道路を活用して、基本的には、こちらに、先程の、天然記念物のハギ等がありますので、こちらを得ることによって、先程あった樹木の剪定であるとか、このガーナー森の管理の用地として、一般的に貸すという駐車場というよりは、こういうような基本的な管理用地として、我々としては、確保して、このガーナー森を活かして行きたいというところがございます。

山城教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 是非、親しみやすく、昔話として、子どもに受けるお話を良いですよね。

山城教育長 平良委員、お願いします。

平良委員 ちょっと、お聞きしたいんですけど、こういう指定文化財の周りに作る建物の規制とか言うのは、あるんですか。

山城教育長 文化財課、大城課長、お願いします。

大城課長 指定地でしたら規制があるんですけれども、指定地を外れてしまうと、規制はちょっと届かない状況にあります。

山城教育長 よろしいですか。ほか、どうですか。それでは議案第41号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第41号「那覇市文化財調査審議会への諮問について」は、議決といたします。お疲れ様でした。

続けてよろしいですか。それでは、次に報告に移ります。報告1「第3次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」の説明をお願いいたします。市民文化部 比嘉部長、お願いします。

比嘉部長 報告1号になります。報告1「第3次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」ということでございます。報告理由といたしまして、第3次教育振興基本計画(文化財課関係分)の進捗状況について、那覇市目標管理制度の書式を活用して、報告をさせていただきたいと思います。内容につきましては、文化財課のほうから報告させていただきます。よろしくお願ひいたします。

山城教育長 文化財課 大城課長、お願いします。

大城課長 それでは令和3年度文化財課の組織目標のうち、第3次那覇教育振興基本計画に関する3つの組織目標の進捗状況についてご説明いたします。お手元に配布しております組織目標を管理するシートに基づいて説明いたします。

1ページ。まず組織目標の1つ目、収蔵庫の確保及び在り方の検討です。達成水準は、南納骨堂の改修及び移転を終了するとしております。この南納骨堂とは、識名靈園にあります納骨堂です。納骨堂の使用が終了することを受け、埋蔵文化財、発掘調査した遺物を保管する倉庫として活用する。当初の日程としましては、南納骨堂の遺骨の使用期限を踏まえ、令和3年9月以降に雨漏り修繕等の改修工事、令和4年1月に移転を予定しておりましたが、関係部署との調整に時間を要したことにより、年度内の終了が見込めず、未達成となっております。事業については、令和4年度に繰り越し、行う予定となっております。

次に尚家文書の公開、刊行事業の推進でございます。達成水準は、琉球王国時代の文書である尚家文書の中の首里城修理について記録された箇所をわかりやすく解説した資料集を刊行し公開するとしております。この尚家文書とは、那覇市歴史博物館に所蔵し、国宝指定されております琉球国宝尚家関連資料のうちの文書記録分です。国宝、琉球国宝尚家関連資料は、工芸品85点、文書記録分1,107点からなる資料となっております。今回の事業では、首里城修理に関連する4点の文書の中から、首里城修理について記録されたことを、写真等を活用し、わかりやすく解説した資料を刊行する予定です。この事業では、会計年度任用職員1名を4月から採用し、有識者2名を古文書解説専門委員として令和3年8月30日付で委嘱しました。尚家文書資料解説等の検討委員会を17回開催しました。刊行物については、令和4年3月31日納品を予定しております。

次に特別展事業「市制施行100周年記念、がんばれ首里城！復興応援特別展」の推進です。達成水準は、市制施行100周年を記念し、焼失した首里城の復興を後押しするため、那覇・首里を特徴づける赤瓦をテーマとした特別展を開催するとしております。この事業は、那覇市立壺屋焼物博物館の特別展として、11月2日～12月26日の期間で開催しました。展示会に併せて文化講座を3回開催し、新型コロナウィルス感染拡大予防のため、各講座30名の人数制限を設けておりましたが、会場の状況にあわせて講座のほうに参加していただいたことにより、講座参加者は99名となっております。又、期間中の特別展の入館者は2,873名となっております。以上が令和3年度の文化財課の組織目標の報告でございます。ご審議、よろしくお願ひします。

山城教育長

ただいま文化財課のほうから報告説明がございました。この件について、ご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいですか。それでは報告1「第3次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」については、以上で終了いたします。お疲れ様でした。

それでは続いて報告2に移ります。報告2「令和3年度教育行政マネジメントの実施結果について」の説明をお願いします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長

報告2「令和3年度教育行政マネジメントの実施結果について」、報告理由 令和

3年度教育行政マネジメントについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき結果を報告いたします。詳細については、総務課のほうから説明を差し上げます。

山城教育長　　総務課 稲福課長、お願ひします。

稻福課長　　令和3年度教育行政マネジメント、こちらのほうは、毎年度、実施しております、教育長マネジメント、部長マネジメント、課長マネジメントという段階でのマネジメントを、年度単位で実施しております。選定につきましては、6月の教育委員会会議で報告させていただきました。それを踏まえまして、結果がまとまりましたので、教育委員会議に報告させていただきます。集計結果については、担当のほうより、説明させていただきます。

山城教育長　　総務課 新里主査、お願ひします。

新里主査　　説明前に、配布資料の修正がございますので、先に、ご説明いたします。資料の8ページ目をご覧ください。学校教育部長マネジメント ナンバー3の「ICT教育推進部会の運用」について、こちらの右側の達成状況が「概ね達成」となっていますが、これを「達成」に修正をお願いします。年度目標の③にICT研修に関するアンケートを年間3回実施し、肯定評価80%以上を達成するとありますと、この資料を作成した時点では、3回目のアンケートの集計結果が、まだ出ていない段階でしたので、「概ね達成」としておりました。今回、3回目のアンケート集計結果が出まして、肯定評価が84%あったということでしたので、年度目標を全て「達成」しておりますので、この事業の達成状況を「達成」へ修正しております。これによりまして、今、お配りいたしました当日差し替えと書かれた1ページ目と2ページ目の資料の差し替えをお願いします。ICT教育推進部会の事業について、「達成」に修正した後の数字に修正していますので、こちらの差し替えをお願いいたします。

それでは実施結果について、ご説明いたします。1ページ目をご覧ください。令和3年度は、全部で23件の事務事業について、年度目標を設定しまして進捗管理を行いました。中段の表1をご覧ください。表1は、令和3年度マネジメント達成状況となっております。表2の達成状況の区分も併せてご覧ください。達成状況、全事業23件中、達成が8件で34.8%、概ね達成が12件で52.2%、一部達成が2件で8.7%、未達成が1件で4.3%となっております。達成・概ね達成を合計しますと、20件で87%となります。

資料の2ページ目をご覧ください。令和3年度マネジメント達成状況一覧表ということで各事務事業の達成状況を一覧にしております。一部達成の2件については、生涯学習部長マネジメントのナンバー1「地域学校協働活動推進事業」と課長マネジメントのナンバー4「放課後子ども教室推進事業」です。未達成は、課長マネジメントのナンバー5「那覇市健康ウォーキング推進事業」です。こちらについては、又、後

程、ご説明いたします。

資料4ページ目には、マネジメントの年間スケジュールを載せております。実施結果については、この後、ホームページでの公表を予定しております。

事務事業ごとの内容につきましては、5ページ以降に掲載しておりますが、先程の一部達成と未達成の事業について、ご説明いたします。

資料の6ページ目、生涯学習部長マネジメントのナンバー1「地域学校協働活動推進事業」をご覧ください。達成状況は一部達成となっております。一部達成とした理由については、地域ボランティアを多数必要とする学校行事支援などの活動が新型コロナウィルス感染拡大防止のため、中止となつたためによる。今後については、引き続き、この推進委員と定期的に意見交換などを行つて、事業の効果検証に取り組みます。又、今回、作成した事業のパンフレットを活用し学校などへ本事業の周知を図ります。

次に11ページ目をご覧ください。課長マネジメントのナンバー4「放課後子ども教室推進事業」をご覧ください。こちらの達成状況が一部達成となっております。一部達成とした理由については、こちらも新型コロナの緊急事態宣言などで、子ども教室が長期間の活動休止になったことにより、スタッフや子どもが集まらないなど、開催を見送る教室がありました。又、子ども教室の活動休止に伴い、新規教室の開設もできなかつたためです。今後については活動を休止した教室が再開できるよう関係者と連携・調整を図つて行きまして、又、新規教室の開設に向けて、各学校区で放課後子ども総合プラン協議会などを活用し人材の確保に努めて参ります。

次に、12ページ目をご覧ください。課長マネジメントのナンバー5「那霸市健康ウォーキング推進事業」です。達成状況は未達成となっております。未達成の理由としては、コロナ禍の影響により、予定していた健康ウォーキング大会が中止となつたためです。今後については、今年度行ったコロナ禍でも取り組める活動の企画を更に進めながら、健康ウォーキング大会が開催できるよう準備を進めて参ります。説明は、以上です。よろしくお願ひいたします。

山城教育長　　ただいま総務課のほうから報告説明がございました。この件について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。まず修正ですね。修正が8ページの「概ね達成」が、その後のアンケート結果が出て、それによって「達成」に変わつていると、それに伴つて、一覧のほうの1ページ、2ページが、新しい資料に差し替えがあつたということです。後、一部達成、未達成を合わせて3件ありますが、これについては何れもコロナの影響で事業が実施できなかつたということが反映されてしまつたというふうな説明があつたかと思います。何か、ご質問、ご意見等ございますか。コロナ禍の中、よく頑張つておられるというご意見がございました。総務課長、お願ひします。

稲福課長　　補足ですが、先程の文化財課の報告、同じような形で1年間進捗管理しているもの、

これと、今の報告書は関連するものだと認識しております。先程の文化財課は補助執行ということで、市長部局にいっておりますので、あちらの様式で、組織管理目標という形での報告になっておりまして、こちらとは、様式の形が違いますが、内容としては、同じように1年間の活動を報告するものでございます。補足です。

山城教育長 それでは報告2「令和3年度教育行政マネジメントの実施結果について」は、終了といたします。お疲れ様でした。

それでは、ここで、再度、会議の非公開について、お譲りしたいと思います。報告3は人事案件のため、非公開とすることが適当であると思われます。報告3を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、それでは非公開といたします。関係者以外は、退席をお願いします。

～ 非公開 ～

山城教育長 それでは報告3「職員人事(再任用職員の採用)に関する教育長の専決について」の説明をお願いします。生涯学習部 小嶺部長、お願いします。

小嶺部長 報告3「職員人事(再任用職員の採用)に関する教育長の専決について」、報告理由といたしましては、職員の採用について、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第5条第1項第3号の規定に基づき専決したので、同条第2項第1号に基づき報告いたします。今回は、職員退職後60歳から65歳までの間、再任用という制度がありますので、そこで、今年度、任用する職員についての専決したもののお報告となります。説明は、総務課より行います。

山城教育長 総務課 稲福課長、お願いします。

稲福課長 令和3年度の定年退職者が、11名おりまして、11名の方の再任用という形での採用となります。配置先についても報告させていただく内容となっております。今回の採用につきましては、令和8年度迄の継続をすることができるという内容となっております。以上です。

山城教育長 総務課お願いします。

松田副参事 少し補足をさせていただきます。今、稲福課長のほうから、今年度11名の退職があったということなんですが、再任用の職員の採用方法につきましては、人事課と他の任命権者ごとで、退職された任命権者の基で再任用するというのを、基本的な原則としております。しかし、令和2年、令和3年度も含めて、コロナウィルス関係の保健所対応の職員が、かなり増員が見込まれているということから、本庁部局のほうと、その部局も含めて、数名程、本庁のほうでの採用をお願いできなかということで、今年度は、お一人の方が保健所勤務ということで、教育委員会の退職ではあるんですけども、本庁のほうでの採用となっております。もう一人の方は、技師職

としての方ですが、本庁のほうで、どうしても技師建築関係の職員が少し足りないと
いうことで、是非、市長部局のほうで採用したいというふうな打診がありまして、そ
れも含めて、今回、教育委員会から、お二人については、本庁での採用というふうに
なっております。以上になります。

山城教育長　ただいま総務課のほうから報告の説明がありました。この件に関して、何か、ご質
問、ご意見等ございますか。今回、定年退職が11名で、本来なら任命権者の基で再任
用となるところが、技師1名と、もう1名に関しては保健所になるんですか。保健所
のほうの採用で、コロナ対応の応援での任用ということで廻っていきますよとい
うことです。どうでしょうか。よろしいですか。それでは報告3「職員人事(再任用職員
の採用)に関する教育長の専決について」は、終了いたします。お疲れ様でした。

～ 非公開 ～

山城教育長　非公開を解きます。以上を持ちまして、令和3年度第21回教育委員会会議(定例
会)を終了いたします。お疲れ様でした。

案件の審議結果

議案第39号	那覇市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	原案どおり可決
議案第40号	那覇市教育委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進に 関する規則の制定について	原案どおり可決
議案第41号	那覇市文化財調査審議会への諮問について	原案どおり可決